

政策調整会議の概要

開催日 平成 30 年 2 月 15 日（木）

◎項 目

- 1 包括協定の締結について【産業振興推進部】
- 2 「電子調達による用品請求の注意事項」及び「物品電子調達システム F A Q」の改正について【会計管理局】
- 3 各部局等の主要な取り組みについて【各部局等】

◎内 容

1 包括協定の締結について【産業振興推進部】

産業振興推進部より、包括協定の締結について説明及び協力依頼があった。

（産業振興推進部）

申し出のあった企業との包括協定の締結を予定している。連携して取り組む内容について、今後、具体的な協議を進める。

また、申し出のあった別の企業との包括協定の締結に向けて、連携して取り組む内容について各部局に照会を行い、各部局からの提案及び企業からの要請を踏まえ、エコシステムの促進など 7 つの項目に整理、今後、具体的な協議を進めていく。

以上の 2 件を含めて、本県と企業の包括協定件数は 32 件となる見込みである。

これまで、企業各社の強みを活かした提案を多く実現してきたところであるが、一方で、継続した取り組みが不足しているのではないかと、また、協定を県の財産としてコラボレーションを深めることができないか等の課題意識を持っている。

そこで、企業の強みを生かしつつ、本県の地方創生につながるアイデアを各部局から提案いただきたいと考えているので、協力してほしい。

2 「電子調達による用品請求の注意事項」及び「物品電子調達システム F A Q」の改正について【会計管理局】

会計管理局より、「電子調達による用品請求の注意事項」及び「物品電子調達システム F A Q」の改正について説明があった。

（会計管理局）

2 月 8 日付けで「電子調達による用品請求の注意事項」及び「物品電子調達システム F A Q」の改正通知を行った。

このたびの改正では、電子調達による用品請求の仕様書を作成する際、同等品があるものについては各所属の判断によりメーカーや型番等を複数指定できることを明記したので、職員に周知してほしい。

3 各部局等の主要な取り組みについて【各部局等】

総務部が取りまとめた各部局等の主要な取り組みに関する資料を配付のうえ、各部局等による概要説明があった。